

二 農業経営基盤強化促進法の一部改正関係

1 農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化することとした。(第一一条の二第一項第一号の改正)

2 二以上の市町村の区域内において農業経営を営む農業者の農業経営改善計画について、農林水産大臣又は都道府県知事が認定事務の処理を行うこととした。(第一三条の二関係)

3 農業経営改善計画に農地所有適格法人に出資している会社の役員が出資先の農地所有適格法人の役員を兼務することを記載できることとし、当該農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合には、当該役員は農業の常時従事者たる役員とする措置を追加することとした。(第一四条第二項関係)

4 青年等就農資金について、その償還期限を「二年内」から「七年内」に延長するとともに、政府が行う公庫に対する利子補給金の支給可能年限を「一五年度以内」から「二〇年度以内」に延長することとした。(第一四条の七及び第一四条の九関係)

5 農用地利用改善団体が、農地の所有者等の三分の二の同意等を得て農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定する旨を定め、市町村の認定を受けた場合には、当該規程に定めた者又は機構以外に対して賃借権の設定又は所有権の移転等を行うことができないこととする。市町村による農用地区域からの除外に制限を課することとした。(第二三条の二関係)

三 農地法の一部改正関係
1 配分計画の定めるところによって、農用地の転用が行われる場合には、都道府県知事等の許可を不要とすることとした。(第四条第一項及び第五條第一項関係)

2 農用地の転用の不許可要件について、地域における担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農用地の農業上の効果の総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加することとした。(第四條第六項及び第五條第二項関係)

3 一般企業が農地を借り受けた場合における毎年の利用状況報告について、農業委員会に報告先を統一することとした。(第六條の二関係)

四 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正関係
配分計画の定めるところによって、農用地区域内の農用地等の開発行為が行われる場合には、都道府県知事等の許可を不要とすることとした。(第一五條の二関係)

五 経過措置
二の1に係る規定の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体から機構への権利義務の承継手続その他所要の経過措置を整備することとした。(附則第二條、第八條関係)

六 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律(法律第一三三号)(金融庁)
1 金融機能早期健全化業務の終了の日前における国庫納付
預金保険機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日前において、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を国庫に納付することができることとした。(第一五條の二関係)

2 金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れ
預金保険機構は、金融再生業務の終了の日又は金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定に繰入れをすることができることとした。(第一五條の三及び第一八條関係)

3 施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇道路運送車両法の一部を改正する法律(法律第一四号)(国土交通省)

1 型式指定制度に係る是正命令等の創設
国土交通大臣は、自動車、共通構造部又は装置の型式の指定の申請をした者が型式指定制度に係る国土交通省令の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措置が講じられたものと認めるまで、当該指定の効力を停止することができることとした。(第七五條第七項、第七五條の二第四項及び第七五條の三第五項関係)

2 保安基準対象装置への自動運行装置の追加
自動車は、自動運行装置(プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置)であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。以下同じ。このとき、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合することとならなければならない。運用の用に供してはならないこととした。(第四一條関係)

3 分解整備の範囲の拡大
自動車の使用者は、当該自動車について特定整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置を取り外して行う自動車の整備)又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。をしたときは、遅滞なく、点検整備記録簿に整備の概要、整備を完了した年月日その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならないこととする。同時に、自動車の特定整備を行う事業を営む者とする者は、当該事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならないこととした。(第四九條第三項及び第七八條第一項関係)

4 点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け
自動車製作者等は、国土交通省令で定めるところにより、その製作する自動車で本邦において運行されるもの等について、自動車の特定整備を行う事業の認証を受けた者等が点検及び整備をするに当たって必要となる当該自動車の型式に固有の技術上の情報であって国土交通省令で定めるものをこれらの者に提供しなければならないこととした。(第七五條の二第二項関係)

5 基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人に関する規定の整備
自動車の検査に関する事務のうち基準適合性審査に必要な技術上の情報であって国土交通省令で定めるものの管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構に行わせることとした。(第七四條の三第一項関係)

6 型式指定制度に係る罰則の強化
自動車、共通構造部又は装置の型式の指定の申請をした者に対する是正命令又は当該指定の効力の停止に必要な限度において国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査において、虚偽の報告をした者、検査を忌避した者等に対する罰則を強化することとした。(第七五條の六関係)

7 自動車の特定改造等に係る許可制度の創設
次に掲げる行為(以下「特定改造等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととした。(第九九條の三第一項関係)
(1) 自動運行装置その他の装置に組み込まれたプログラム等(プログラム)その他の電子計算機による処理の用に供する情報(以下「プログラム」という。)の改変による自動車の改造であって、当該改造のためのプログラム等が適切なものでなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものとして国土交通省令で定めるものを電気通信回線を使用する方法その他の国土交通省令で定める方法によりする行為
(2) ①に規定する改造をさせる目的をもって、電気通信回線を使用する方法その他の国土交通省令で定める方法により自動車の使用者その他の者に対し当該改造のためのプログラム等を提供する行為
(一)の許可を受けた者は、特定改造等の適確な実施を確保するために必要な事項を遵守しなければならないこととした。(第九九條の三第五項関係)